

「徳島県消費者市民社会の構築に関する条例」 (通称：エシカル条例) の制定

危機管理環境部 消費者政策課

事業内容

徳島県では、消費者市民社会の構築に関し、基本理念を定め、県の責務並びに消費者、事業者及び関係団体の役割を明らかにするとともに、消費者市民社会の構築に関する必要な事項を定める「徳島県消費者市民社会の構築に関する条例」(通称：エシカル条例)を制定し、平成30年10月24日に施行した。条例では、消費者自らの消費生活における人権、地域及び環境に配慮した消費行動を推進し、現在及び将来の世代にわたって、公正かつ持続可能な社会の形成を図ることや、その発展に寄与することを目的としている。

また、同年11月12日に、消費者市民社会の構築を目指す取組のキックオフとして、県民に条例の趣旨とエシカル消費等への理解を深め、機運を高めてもらうため、講演会を開催した。

事業の特徴・ポイント

- ・エシカル条例は、消費者市民社会の構築に関する理念を定めたものであり、議員提案により提出されたもの。
- ・講演会では、条例制定の基調報告や事業者・団体のエシカル消費に関する取組事例の報告、トークセッションを行い機運を高めた。

期待される効果

講演会は、エシカル条例を制定したことを広く周知する機会となり、エシカル消費に取り組む土壌づくりにつながった。

エシカル消費啓発のために工夫した点・今後の課題等

講演会では高等学校の生徒が登壇し、取組報告を行うことで、若い世代にもエシカル消費に関心を持ってもらうきっかけとなった。



トークセッションの様子



参加者による記念撮影